

平成30年度

定期監査等結果報告書

尾鷲市監査委員

尾 監 第 158 号
平成31年3月29日

尾 鷲 市 長
尾鷲市議会議長
尾鷲市教育長
尾鷲市選挙管理委員会委員長 様
尾鷲市公平委員会委員長
尾鷲市農業委員会会長
各財政援助団体等の長

尾鷲市監査委員 福 本 和 行

尾鷲市監査委員 小 川 公 明

平成30年度 定期監査等結果報告

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

ただし、議選監査委員については、平成30年6月3日まで高村 泰徳 氏が審査を行い、識見監査委員については、平成31年2月28日まで千種 伯行 氏が審査を行ったことを申し添えます。

第1 監査対象及び実施日

対 象 部 署		監査実施年月日	掲載頁
1	市民サービス課	H30. 5. 8	5
2	総務課	H30. 5. 17	5
3	選挙管理委員会	H30. 5. 17	6
4	公平委員会	H30. 5. 17	6
5	監査委員事務局	H30. 5. 17	6
6	環境課	H30. 5. 24	7
7	議会事務局	H30. 5. 24	7
8	会計課	H30. 5. 24	7
9	生涯学習課	H30. 5. 31	8
10	福祉保健課	H30. 6. 26	8
11	財政課	H30. 6. 26	9
12	防災危機管理課	H30. 6. 26	9
13	消防団	H30. 6. 26	10
14	教育総務課	H30. 6. 29	10
15	政策調整課	H30. 6. 29	11
16	水産農林課	H30. 7. 6	12
17	農業委員会	H30. 7. 6	12
18	商工観光課	H30. 7. 23	12
19	建設課	H30. 7. 30	13
20	水道部	H30. 7. 31	14
21	尾鷲総合病院	H30. 7. 31	14
22	税務課	H30. 8. 3	16
23	尾鷲小学校	H30. 10. 16	17
24	尾鷲幼稚園	H30. 10. 16	17
25	矢浜小学校	H30. 10. 30	17
26	賀田小学校	H30. 11. 6	18
27	輪内中学校	H30. 11. 6	18
28	須賀利コミュニティセンター	H30. 10. 29	19
29	賀田コミュニティセンター	H30. 11. 5	19
30	古江コミュニティセンター	H30. 11. 5	19
31	九鬼コミュニティセンター	H30. 11. 12	20
32	曾根コミュニティセンター	H30. 11. 19	21
33	三木里コミュニティセンター	H30. 11. 21	21
34	須賀利センター	H30. 10. 29	22
35	九鬼センター	H30. 11. 12	22
36	南輪内センター	H30. 11. 19	23
37	北輪内センター	H30. 11. 21	23

●財政援助団体に係る監査

38	協同組合 尾鷲観光物産協会	H31. 1. 16	25
39	公益社団法人 尾鷲市社会福祉協議会	H31. 1. 23	26
40	社会福祉法人 尾鷲民生事業協会	H31. 2. 12	27

●公の施設の指定管理者に係る監査

41	尾鷲市コミュニティバス 指定管理者：三重交通株式会社	H31. 1. 9	28
42	尾鷲市立養護老人ホーム 聖光園 指定管理者：社会福祉法人 長茂会	H31. 2. 6	29
43	尾鷲市海洋深層水総合交流施設アクアステーション 指定管理者：尾鷲商工会議所	H31. 2. 14	30
44	尾鷲市民文化会館(せぎやまホール) 指定管理者：尾鷲文化振興会	H31. 2. 15	31

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

(1) 平成29年度の財務に関する事務事業の執行、経営に係る事業の管理並びに行政一般について

(2) 財政援助団体の財政援助に係る出納その他の事務執行及び公の施設の管理に係る出納その他の事務執行について

3 監査の方法

本年度は次の事項を主眼として、事前提出を求めた監査資料に基づき、各所属長及び担当職員等から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は、予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正に行われたか。

(6) 前回指摘した事項等の処理状況はどうか。

4 監査の結果

各監査対象より提出された関係諸帳簿、証拠書類等を照合点検したところ、予算の執行状況については、概ね良好に実施されていることを確認したが、処理方法において一部改善を要する部分があった。なお、監査対象ごとの監査結果の概要については以下のとおりであるが、指摘事項については措置結果の報告を求めることとし、注意事項については自主的に対処するよう指示した。

- ・指摘事項 措置結果報告の期限を3～6ヶ月とした。

第3 全体に共通する注意・要望事項

● 市長部局、教育委員会ならびに各行政委員会に共通する注意・要望事項

1. 予算の執行や経理状況については概ね良好に処理されているが、契約・発注等財務処理に係る書類において、資料の添付漏れや不足が散見された。
また、処理方法、運用の仕方について、各部署間、担当者間ごとに異なるものが見受けられ、同じ簿冊内に綴られた書類間においても整理の仕方の異なるものが見受けられた。
市民への説明責任の確保と、適正かつ無駄のない予算執行につなげるためにも、可能な限り全庁的に統一した手順のもとで書類を整理するとともに、起案から支払いまでの一連の書類については、事業の流れに沿って整理して保管するよう心掛けられたい。
2. 支出関係書類の整理に関しては、一部ではあるが、予算執行の意思決定に係る書類の整備不足や、積算内訳など資料の添付漏れが見受けられた。
会計規則のほか、関係法令、条規、要綱、要領等を再確認したうえで、支出の根拠となる書類については徴取、作成、保存を徹底されたい。また、簿冊整理後には、課長・係長等により確認作業を行うなど確認体制の強化を図られたい。
3. 補助金交付事務については、規定に則り補助事業等が完了した際には、速やかに実績報告書等を提出するよう、補助事業者に指示されたい。
なお、実績に対する審査については、交付要綱・要領等に規定する補助の趣旨・目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づいて厳正に提出書類を照査し、必要に応じて現地調査等を実施することで、補助事業の内容及び成果が、補助金の交付目的や条件に適合するかどうかを判断したうえで、速やかに額の確定を行われたい。
4. 委託事業等においては、公平性、透明性の確保や、不履行による損害やトラブル発生防止のためにも、進捗状況の管理や業務完了後の検査・検収の際には、単に完了(出来高)報告書の収受にとどまるような形式的な検査ではなく、契約の目的、内容をしっかりと理解した上で、必要に応じて現場写真の保存や証拠書類の提出を求め、適切かつ確実な履行確認を徹底されたい。
5. 全庁的な契約事務手順・手続きの統一化につなげるべく、具体的事例に沿った契約事務マニュアルの策定を急がれたい。

● 学校・幼稚園に対する注意・要望事項

備品、図書や薬品の管理については、台帳との照合作業が疎かになっており、各年度において、台帳と現物の突合調査を実施され、適切な財産管理に努められたい。特に薬品の管理については、使用時に確実に台帳へ使用量を記載するとともに、複数の担当者による定期的な突合調査を実施されたい。

● 各地区センター及びコミュニティーセンターに共通する注意事項

地区センター及び各コミュニティーセンター窓口における各種証明書発行にかかる申請書受付の際には、申請権限の確認作業等について統一された運用が実施されるよう、規定に基づき厳正かつ厳格に実施されたい。また、事務の適正化について、本庁職員による定期的な確認作業を実施されたい。

コミュニティーセンター使用許可申請受付時においては、使用料の徴取、減免の取扱い等の判断基準について地域の特性や活動実態を把握のうえ再検討し、条例改正も視野に入れた規定の明確化、統一化を図り、各担当者による遵守を徹底されたい。

また、各コミュニティーセンターにおいては、買い物弱者対策の観点から、移動販売事業者等が敷地を使用できるよう、条例改正等を検討されたい。

● 財政援助団体・指定管理者にかかる所管課に対する注意事項

事業完了後の実績報告や収支報告の確認時においては、報告された収益、経費及び事業内容が、補助金交付要綱、要領や指定管理協定書又は付帯する仕様書等で定められている業務内容や要件と合致しているか、市が要求する補助事業や指定管理業務の主旨・目的(目標)に沿って適切に執行されているかをしっかりと確認されたい。

また、提出された資料と団体の作成した各帳簿との突合作業を実施のうえ、評価検証作業を実施されたい。

※その他、監査時に気付いた軽易な事項については、その都度口頭にて確認のうえ、注意をおこなった。

以降、各部署に係る注意事項等を列記する。なお、注意事項等の一部は、他の部署においても関連するものもあるので十分留意されたい。

＜1＞ 市民サービス課

○本庁及び各地区センターにおける諸証明書発行やマイナンバー制度に関する手続き等の窓口業務をはじめ、コミュニティーセンターの管理運営、自治会活動の促進、斎場及び共同墓地の管理、空き家対策の推進、集落支援員制度の推進など、幅広く市民サービスの提供を行っている。

国民健康保険事業においては平成30年度から運営主体を県に移管したが、引き続き事業の効率化や国保税の適正な賦課・徴収に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①猫避妊手術費等補助金において受給者領収書の写しなど、交付に係る証拠書類の添付の無いものがあった。

②同補助金の補助実績報告書の訂正に際しては、訂正印による訂正を徹底されたい。

③同補助金の実績報告書に添付が必要とされる交付決定通知書については、原本を本人に交付し、報告書にはその写しを添付するよう徹底されたい。

④戸籍・住民票関係証明書交付に係る申請書式には、申請書を交付した職員による確認印欄があるが、押印されていないものが多く見られた。迅速に処理する必要のある業務であることから、様式変更も視野に入れた運用方法の明確化、統一化を図られたい。

⑤国民健康保険被保険者証作成業務については、随意契約先よりさらに第三者委託されていることから、随意契約理由に齟齬が生じている。また、第三者委託を実施される場合は、個人情報保護等の責任範囲や条件の確認を実施されたい。

●要望事項

本庁及び各地区センター、各コミュニティーセンターにおける証明書発行や申請受付、許可等の各種窓口サービスについては、窓口ごとに不均衡が生じないように取り扱い方法他、処理の仕方の統一化を実施し、打合せ、研修会、書式の見直し等を通じてサービスの向上に努められたい。

＜2＞ 総務課

○厳正な定員管理や職員配置により、労働条件の改善や人件費の抑制など、行政改革に取り組んでいる。また、人材育成基本方針に基づく研修実施と併せ、人事評価制度の運用や、コンプライアンス行動指針に基づく職員の資質向上、人材育成に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①仕様書等の契約関係書類について、業務(発注)内容が適切に表記されていないものや、随意契約理由に根拠法令の記載漏れがあった。

②業務委託の契約書に資料の添付漏れ、業務名の記載誤り、不適切な訂正、完成認定日誤り等が見受けられた。また、受託者から報告書の確認できないものや、報告書に記載漏れや内容に不足のあるものが散見された。業者からの成果品・報告書については、仕様書に記載された業務内容について、その成果を正確に記載するよう促すとともに、受領の際の担当者による確認作業を徹底されたい。

③機器保守業務において第三者委託がなされているが、それを認める根拠と、市に対する承認申請と市からの承諾の文書の見当たらないものがあった。

●要望事項

業務の適正化や効率化を図る観点から、統一された書類作成、整理の必要性や重要性について、文書管理マニュアル等を策定され、研修等を通じて各課職員の認識向上を図られたい。

<3> 選挙管理委員会

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

選挙ポスター掲示場設置、撤去、維持管理委託において、業務実施確認のためにも掲示場設置図などの資料を添付されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<4> 公平委員会

特に述べることはない。

<5> 監査委員事務局

特に述べることはない。

＜6＞ 環境課

○資源循環型社会構築を目標とする環境施策の一環として、ごみ減量、分別の促進・啓発等に取り組んでいる。また、効率的なごみ処理体制の構築を目的とする東紀州5市町合同による新たなごみ処理施設整備に向け、各関係機関との協議を進めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

し尿処理作業報告書のし尿汲み取り手数料月締書類に記載誤りがあった。

●要望事項

広域による整備を計画している新たなごみ処理施設については、施設の設置方法や建設費用など、他市町との協議結果について、しっかりと市民に公表、説明されたい。

＜7＞ 議会事務局

○議会中継システムの運用、タブレット配信システムの活用により、議会運営の効率化に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

特に述べることはない。

＜8＞ 会計課

○予算執行の適正化及び出納事務の合理化を推進するとともに、資金の適正かつ効率的な管理・運用に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

- ①全職員が適正かつ統一された会計処理を実施できるよう、「会計事務の手引き（マニュアル）」については適宜見直しを行うとともに事務担当者の指導に努められたい。
- ②基金が減少しつつある中で、今後、資金繰りについても大変厳しい状況が続くと思われるので、引き続き、現金保管先となる金融機関の経営状態等の把握に努められ、健全な資金運用に万全を期されたい。

〈9〉 生涯学習課

○文化事業の振興や、スポーツ振興事業、青少年健全育成事業等を通じ、生涯学習社会の構築・推進に取り組んでいる。また、社会教育事業の一環として子育て支援にも取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①運動施設の利用にかかる事務取扱については、申請から許可にかかる決裁を行われたい。また、使用料の見直しや、減免や料金収納のあり方について、条例改正を含めた見直しを実施されたい。
- ②支出負担行為と契約書が分離して管理されており、それぞれの添付先誤り、随意契約理由をはじめとする資料の添付漏れなどが散見された。業務(事業)の進捗状況を的確に確認・把握するためにも、できうる限り一連の流れに沿った形で同一簿冊に整理して保管されたい。
- ③中央公民館契約事務において、業務執行の判断に必要な根拠資料の添付漏れが見られた。また、随意契約理由の確認できないものも散見された。
- ④切手受払簿に記載誤りが散見された。

●要望事項

他市町公営プール利用補助金については、例月出納検査時において細かな処理誤りが散見された。業務量の増加等も要因の一つと考えられるため、受益者負担の原則を踏まえつつ、補助額や申請単位の見直し等、制度そのものを再検討されたい。

〈10〉 福祉保健課

○高齢者福祉の推進として、要介護高齢者の暮らしを支えるため、地域全体で支援する「地域包括ケアシステム」を構築し、地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携のもと、介護予防、在宅支援に重点を置いた様々な事業に取り組んでいる。また、障がい者福祉、生活保護制度など、数多くの施策を推進している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①公印使用簿において、管理者認印の押印漏れが散見された。
- ②保護司会に関する簿冊において、市側の書類と受給者側の書類が同一簿冊に綴られていた。事務局を司る補助受給(外部)団体の書類については、市の書類と分離して保管されたい。
- ③複数の契約について、単一の決済で執行している事例が見受けられた。

●要望事項

保育料滞納整理において、個人ごとの管理台帳に基づく納付交渉記録を整備するだけでなく、新規に滞納を発生させないような取り組みについても検討されたい。

<11> 財政課

○市税収入や財政調整基金の減少による厳しい財政状況が続くなか、補助金交付事業や指定管理者制度の見直し、委託料や手数料の検証作業など、全庁的な事業の選択と集中を推進し、財政健全化に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

契約事務の統一化につなげるべく、総務課、会計課との連携・協議のうえ、契約事務マニュアルの改訂を早期に実施されたい。

<12> 防災危機管理課

○将来発生が予想される「南海トラフ巨大地震」に備え、市民の防災意識の向上、災害時の情報発信に努めている。また、地域住民を主体とした防災訓練の実施や防災教育、避難広場や避難経路の整備など、防災・減災に向けた様々な取り組みを推進している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①補助金関係簿冊、支出負担行為執行伺綴においては、随意契約理由をはじめとする資料の添付漏れ等が散見された。
- ②尾鷲市防犯委員会から各地区防犯委員会への助成金については、実績報告時における地区からの領収書添付漏れなどがあり、担当課による確認作業の不十分なものが見受けられた。
- ③公的備蓄用保存水購入において随意契約理由が見当たらなかった。適正な業者選定に繋げるべく、例年同様の業務であっても、それぞれの年度ごとに、随意契約理由を明示すること。
- ④修繕、委託業務や物品購入などの書類については、決裁日等の記載誤り、決裁区分誤り等が散見された。複数の職員でチェックするなど、確認体制の強化を図られたい。また、業者選定については、選定理由を明確化することにより、透明性、公平性の確保に努められたい。

●要望事項

簿冊整理においては、書類の添付漏れ防止、添付先誤り防止、業務(事業)の進捗状況の的確な把握や、担当者間の正確な引継ぎに繋げるべく、できうる限り事業毎かつ時系列に整理して保管されたい。

<13> 消防団

○初期消火活動や防災活動など、消防団の責務が多様化するなか、団員数は減少傾向にあるため、人材育成や加入促進はもとより、施設装備・資機材の充実が課題である。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

消防団互助会は任意団体であるので、補助金関係書類や決裁文書等については、市の書類と分離して保管されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<14> 教育総務課

○尾鷲市教育ビジョンの基本理念である、「共創、共育、共感 ～次代を創る“おわせ人(びと)”づくり～」に基づき、共創・共有・共感推進事業、ふるさと教育支援事業などを地域との共創により取り組むとともに、教育関連施設の維持管理、奨学金貸付、小学校統合への取り組み、防災学習の推進、スクールバスの運

行管理等を通じて子供たちが安全、安心で楽しく学び生活できる環境の整備に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①学校施設管理関係綴において、随意契約理由書の添付漏れ、記載誤り等が散見されたので注意されたい。
- ②小学校運動場使用許可(放課後児童クラブ「くれよん」)について、使用開始日が許可日よりも前となっていた。
- ③各種検査、保健指導について、随意契約が行われているが、そこからさらに第三者委託されていることから、随意契約理由に齟齬が生じており、これらの業務のあり方について、再度検討を実施されたい。
- ④環境衛生検査業務委託について、仕様書に学校名、箇所数が明記されておらず、仕様書に記載のない項目(照度の検査業務)が委託先から報告されていることから、仕様書の内容について見直されたい。
- ⑤中学校体育連盟関係選手派遣費補助金及び中学校文化部大会選手派遣費補助金の実績報告時においては、補助交付金額の確定に向け、領収書等の確認を徹底されたい。

●要望事項

幼稚園保育料、奨学金の滞納整理については、それぞれの債権の種類に応じた時効管理を強化、徹底されたい。

<15> 政策調整課

○市政運営の中核として、総合計画、実施計画に基づく各課の事業進捗状況を把握し政策の立案、調整を行っている。また広報紙、ホームページ等を活用した情報発信、統計業務、地域おこし協力隊による集落支援活動の推進、定住移住促進施策の推進、地域住民のニーズに合った交通体系の確保に努めている、平成30年度からは新たに市政改革担当が設置された。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

地域間幹線系統確保維持費補助金については、受託事業者と協議のうえ、補

助金額決定の根拠となる補助対象経費の実績確認を実施されたい。また、この確認結果を翌年度の補助事業実施に活用されたい。

〈16〉 水産農林課

○漁業経費の増加、高齢化、担い手不足などにより厳しい状況が続く水産業に対する振興策として、漁場及び漁業関連施設の保全整備、漁場環境調査、養殖技術開発、種苗放流、後継者・従事者の育成・確保、水産物流通対策等を実施している。

林業振興においては、主伐事業、林道整備等の林業基盤整備を通じ、森林の持つ水源涵養、土砂災害防止等の公益的機能の向上に努めるとともに、積極的に尾鷲ヒノキ等のPR活動を行うなど、尾鷲材の安定供給による林業市場の活性化を推進している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①出張命令書において、命令権者印の押印漏れが散見された。
- ②車両運行日誌について、走行距離記載誤りや給油合計の計算誤りが散見された。

●要望事項

特に述べることはない。

〈17〉 農業委員会

特に述べることはない。

〈18〉 商工観光課

○商工振興・海洋深層水

・地域資源を活用した新たな特産品や飲食メニューの開発、消費、販路拡大について、観光物産協会や地域おこし協力隊の活用等を通じて推進している。

・民間主導ネットワークを中心とした「尾鷲よいとこスタンプ事業」や尾鷲商工会議所との連携による「尾鷲旬のコツまみバル」事業等を展開し、「尾鷲の食」の魅力発信や、まちなかへの継続的な誘客策を講じている。

・みえ尾鷲海洋深層水の利用拡大の推進を強化すべくアクアステーションの管理方法について、平成31年度より指定管理方式から市による直営化を実施することとなっている。

○観光交流

・「食」のまちづくり基本計画、地方創生における地方版総合戦略ならびに観光事業再構築プロジェクト等を基に、地域資源を活かした観光交流・集客事業を実施している。中でも海洋深層水を活用した温浴施設「夢古道おわせ」については、指定管理者制度を活用し、情報発信とともに地域資源を活用した体験型観光交流事業を展開している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①平成29年度地域商品券発行事業補助金交付申請書の担当課所見欄に不適切な訂正が見られたので、二線抹消と訂正印による適正な訂正方法を徹底されたい。

②三重県との近畿自然歩道維持管理委託契約については委託区間(区域)が不明瞭であり、委託費についての積算根拠が示されていない。また、浄化槽点検清掃費用など、県へ報告する収支報告書に齟齬の生じている部分があった。

③市からの三木浦マリンパーク維持管理業務委託において、見積徴取に係る仕様書と、契約書に添付された仕様書との内容が異なっている。そのため管理に係る経費の積算及び精算根拠が不明瞭となっている。

④おわせふるさとガイド運営委託事業は、委託事業部分に特化した事業報告書が無く、仕様書に事業報告書や日報の提出を求めていることから、ガイド実施日数や1日1人あたりの人件費の積算が不明瞭である。本事業については、観光物産協会に対する補助事業と内容が重複する部分があると思われるため、事業内容のあり方を検討すべきである。

●要望事項

①トイレ清掃業務委託の仕様書については、要求する業務内容を整理のうえ、可能な限り規格の統一を図られたい。

②三重県と市との間で三木浦マリンパーク管理委託契約を行い、さらに市から地元へ再委託を行っているが、再委託の実績額が県からの委託費を上回っていることから、業務内容について再度精査され、適正な県負担を求められたい。

<19> 建設課

○道路および橋梁の整備、河川管理、排水路、下水管の維持補修、市営管理建築物の維持管理など、都市計画法等に基づく都市基盤の整備、維持管理を担っている。また、他課からの依頼による公共建築物設備の修繕や、地震防災対策として木造住宅に係る耐震診断補助等を実施している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

道路占用許可申請・協議書において記載漏れや、記載要領どおりの記載がされていないものも多く見られた。また、添付書類が不足しているものもあった。

●要望事項

市営住宅使用料に係る滞納整理については、訪問による督促や、法に基づく時効管理を徹底し、受益者負担の公平性に努められたい。

<20> 水道部

○人口減少、事業場の廃止等で給水収益が減少するなか、排水管布設替工事、改良工事等の施設更新や、簡易水道施設整備計画の策定、管路診断、施設台帳のデジタルデータ化などを実施している。事業経営の効率化を図るなかで、いかに費用を削減し、適正な料金体系へとつなげていくかが課題である。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

特に述べることはない。

<21> 尾鷲総合病院

○地域の二次救急医療施設、へき地医療拠点病院、災害拠点病院、三重県がん診療連携推進病院としての機能を有する自治体病院として、市内外の病院の協力を得ながら365日・24時間対応という地域医療におけるセーフティーネットの役割を果たしている。また、患者の在宅・生活復帰支援に向け、病棟の一部を地域包括ケア病棟への転換に取り組むとともに、地域の医療・介護機関との連携を図っている。

医師、看護師の確保や、老朽化が進む医療機器の更新・修繕などの課題が山積するなか、患者数の減少により非常に厳しい経営状態が続いている。医業収益の大幅増加が見込めないなか、薬品及び診療材料等の経費削減をはじめ、DPC制度への参加を計画するなど、経営改革に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①年度当初に契約事務が集中しており、業務量に偏りが生じていることから、制度を活用して、職員の業務量の平準化を図るとともに、契約のあり方についても検討され、円滑な病院運営に努められたい。
- ②一般公文書用公印使用簿において、業務委託先職員により押印が実施されているものを確認した。また原義決済日の記入漏れや確認印漏れ、使用内容の不明瞭なものが散見された。
- ③医療機器等の賃借契約綴りに添付の見積書の内容と契約書の内容との不整合が見られたが、その理由や経過を示す根拠資料の添付が無い。また、仕様書において、契約期間、数量、借り受ける機器の具体的な名称・型番・予定数量などの記載漏れが見受けられた。
- ④小児科外来用薬用冷蔵ショーケース購入時における随意契約理由に根拠法令の記載誤りがあった。
- ⑤一般廃棄物処理業務委託契約について、契約書には単価が記載されているものの、見込み量を乗じた総額契約が交わされている。実績量によっては最終的に支払い額と契約額との間に齟齬が生じる可能性があるため契約のあり方について再検討されたい。
- ⑥検体検査委託については単価契約を行っているが、見積徴取時の仕様書には予定件数が記載されていない。また、業者選定(契約時)時の見積書において予定数量を乗じた総額が記載されていないことから、予定価格との比較が行えるよう、見積書式について、予定数量ならびに総額が記載されたものへの変更を実施されたい。
- ⑦人口透析管理システム保守委託において、仕様書に書かれた内容と、契約書添付の人工透析管理システムハードウェア保守契約条項との内容に差異があった。仕様書の内容について十分な検証作業を実施されたい。
- ⑧在宅持続陽圧呼吸器賃貸借、酸素濃縮装置賃貸借において、見積書の内容と契約書の内容の一部差異があった。また、単価契約であるが、業者から徴取した見積書には予定数量を乗じた総額が記載されていないため、予定価格(総額)との比較が不明瞭となっている。単価契約時の見積もり書式について、予定数量を乗じた総額が記載されるよう改善されたい。
- ⑨持続的自動起動陽圧ユニット賃貸借、成人用人工呼吸器携帯バッテリー賃貸借において、見積書の内容と契約書の内容に差異があった。
- ⑩持続陽圧呼吸療法装置賃貸借について見積書に記載のない単価が契約書に記載されているが、その理由が明記されていない。
- ⑪不納欠損の未収金管理記録(交渉記録)について、交渉記録が途切れているケースが散見され、その多くが不能欠損されていた。また、変更前の住所に通知文書を送っているケースや、死亡を確認した人に対し送付したケースもあった。債権管理等については、個人別に適切な処理を実施されたい。
- ⑫複数の備品購入にかかる指名通知を一つの起案書において決裁されているものが見受けられた。備品ごとに独立した判断を行うべきであり、それぞれの備品ごとの起案・決裁を実施されたい。

●要望事項

医業収益の拡大が困難ななか、高額な医療機器等の更新・修繕など多額の設備投資が必要であり、今後も厳しい資金繰りが続くものと推測されるが、一層効率的な運営を図り、さらなる経費の縮減に努められ、綿密な検証作業に基づく事業運営の合理化を断行し、安全で質の高い医療サービスの安定的提供を継続されたい。

<22> 税務課

○地域産業の低迷、就労人口の減少等により、市税収入は減少傾向にあるなか、納税者に対する公平で公正かつ正確な賦課を行っている。また、収納に関しては納期内納付の推進や、滞納対策の強化等を実施したことにより、平成29年度の収納率は96.3%を達成している。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①給与支払報告書パンチ入力業務委託における第三者委託承認申請において、日付記入誤りがあったため注意されたい。また、「総合住民情報システム市税等納税通知書作成業務委託」においては、プライバシーマーク付与事業者であることが元請け業者選定条件の一つであるため、第三者委託先の選定条件（仕様書）にも同様の条件を加えるべきである。

②総合住民情報システム市税等納税通知書作成業務委託の竣工調書日付に訂正印漏れがあった。

●要望事項

特に述べることはない。

<23> 尾鷲小学校

○「元気・本気・やる気でがんばる子の育成」「安心・安全で子どもが活躍できる学校の創造」を教育目標とし、自ら進んで学ぶ児童の育成、地域社会との調和等を方針とした学校経営を行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

老朽化して使用不能となった備品については、処分調書を作成のうえ、適切な手順を経たうえで備品台帳から抹消されたい。

<24> 尾鷲幼稚園

○「心身共に健康で意欲的に活動する子ども」を教育目標とし、降園後は「子どもと親と共に育ちあう支援」として園庭を開放するなど、保護者との信頼関係の構築や、情報提供に重きを置いた園経営に努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

特に述べることはない。

<25> 矢浜小学校

○「よく遊びよく学びふるさと矢浜を愛する児童の育成」を教育目標とし、学校経営に努められている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

全ての薬品ならびに備品について一斉点検を実施し、台帳を整理したうえで適正な保管管理を徹底されたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

<26> 賀田小学校

○「一人ひとりの学びを保障し、ともに学び合い育ち合う児童の育成」を教育目標とし、学校経営に努められている。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
薬品の保管について、一斉点検を実施し、使用簿に薬品の一覧表を添付されたい。また、使用の都度に計量及び記録を行い、台帳上の数量との照合をおこなうなど、管理を徹底されたい。

- 要望事項
特に述べることはない。

<27> 輪内中学校

○「全教職員で、あらゆる教育活動を通し、自立に向けての確かな学力・豊かな心・逞しい身体の育成を図る」を教育目標とし、地域社会、保護者から信頼される学校経営を目指している。

- 指摘事項
特に述べることはない。

- 注意事項
特に述べることはない。

- 要望事項
特に述べることはない。

＜28＞ 須賀利コミュニティーセンター

○人口減少、高齢化が進み、新規事業や講座開催が難しい中、高齢者に配慮したまちづくりを念頭に、地域全体が活性化されるような取り組みに努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

特に述べることはない。

＜29＞ 賀田コミュニティーセンター

○少子高齢化が著しい中で、コミュニティーセンターの活動をとおして世代間交流や地域間の連携など「人づくり」や「まちづくり」につながる活動を行っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

コミュニティーセンター使用申請受付日においては、条例に記載されている受付可能期間を厳守し、適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。また、使用許可及び使用料の徴収及び減免については、営利目的あるいは、宗教的活動でないかなど、施設使用目的について十分に確認・検証作業を行ったうえで判断していただきたい。

●要望事項

【担当課に対して】

コミュニティーセンター使用(貸館)申請受付時の取扱い方法については、政教分離の原則を踏まえつつ、使用目的・内容が営利、あるいは非営利であるかを十分に確認し、地域での活動の意義とその効果を十分に検証したうえで、減免登録団体の明示化をはじめとする、施設の使用許可及び減免の審査基準を整理されたい。また、各センター間において統一された運用が実施されるよう、その周知を徹底されたい。

＜30＞ 古江コミュニティーセンター

○地域で支え合い、健康で暮らせるまちづくりを目標に、講座の開催、貸館の

充実に努め、地域住民の活動拠点づくりに積極的に取り組んでいる。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

使用許可申請書において不適切な訂正が見受けられた。申請者が訂正を行う際には二線抹消の後、申請者の印に訂正を行うよう促されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

<31> 九鬼コミュニティーセンター

○例年多くの講座（学級、教室）や地区行事が開催されるなど、九鬼地区の地域活動、交流の拠点として重要な役割を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①使用料受取書中の件数表記については、許可書ごとの件数を記載されたい。
- ②使用料納付通知書兼領収書に記載された納期限に誤りが見受けられた。
- ③コミュニティーセンター使用申請受付日においては、条例に記載されている受付可能期間を厳守し、適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。また、使用許可及び使用料の徴収及び減免については、営利目的あるいは、宗教的活動でないかなど、施設使用目的について、十分に確認・検証作業を行ったうえで判断していただきたい。

●要望事項

【担当課に対して】

- ①コミュニティーセンター使用（貸館）申請受付時の取扱い方法については、政教分離の原則を踏まえつつ、使用目的・内容が営利、あるいは非営利であるかを十分に確認し、地域での活動の意義とその効果を十分に検証したうえで、減免登録団体の明示化をはじめとする、施設の使用許可及び減免の審査基準を整理されたい。また、各センター間において統一された運用が実施されるよう、その周知を徹底されたい。
- ②保管する一部の図書については、管理責任が不明瞭であるため、管理方法について関係課との協議を実施されたい。

〈32〉 曽根コミュニティーセンター

○地域の交流の場として、地元の特色を生かした様々な事業、講座が開かれている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①コミュニティーセンター使用申請受付日については、条例に記載されている受付可能期間を厳守し、適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。また、使用許可及び使用料の徴収及び減免については、営利目的あるいは、宗教的活動でないかなど、施設使用目的について十分に確認・検証作業を行ったうえで判断していただきたい。

②使用許可申請書において不適切な訂正が見受けられた。申請者が訂正を行う際には二線抹消の後、申請者の印にて訂正を行うよう促されたい。

●要望事項

【担当課に対して】

コミュニティーセンター使用(貸館)申請受付時の取扱い方法については、政教分離の原則を踏まえつつ、使用目的・内容が営利、あるいは非営利であるかを十分に確認し、地域での活動の意義とその効果を十分に検証したうえで、減免登録団体の明示化をはじめとする、施設の使用許可及び減免の審査基準を整理されたい。また、各センター間において統一された運用が実施されるよう、その周知を徹底されたい。

〈33〉 三木里コミュニティーセンター

○地域事業、教室、自主事業など、地元の協力を得て積極的な活動が実施され、元気な地域づくり、交流の場づくりに努めている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①コミュニティーセンター使用申請書については、申請者による記入、作成を促されたい。

②コミュニティーセンター使用申請受付日においては、条例に記載されている受付可能期間を厳守し、適正かつ統一された取り扱いをおこなわれたい。また、使用許可及び使用料の徴収及び減免については、営利目的あるいは、宗教的活動でないかなど、施設使用目的について十分に確認・検証作業を行ったうえで判断していただきたい。

●要望事項

【担当課に対して】

コミュニティーセンター使用(貸館)申請受付時の取扱い方法については、政教分離の原則を踏まえつつ、使用目的・内容が営利、あるいは非営利であるかを十分に確認し、地域での活動の意義とその効果を十分に検証したうえで、減免登録団体の明示化をはじめとする、施設の使用許可及び減免の審査基準を整理されたい。また、各センター間において統一された運用が実施されるよう、その周知を徹底されたい。

〈34〉 須賀利センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務、地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

施設の経年劣化部分(外壁階段等)については、所管課と協議のうえ、可能な限り予防的修繕を実施されたい。

〈35〉 九鬼センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務、所管地区からの要望等の取りまとめや、所管コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①手数料集計表において記載漏れと分類誤りが見られたので、正確かつ適正な記載に努められたい。

②税務関係証明書交付申請書について、申請者による記載に不足のあるものが散見された。受付の際のチェック体制を強化し、申請者に必要項目の記入を促

されたい。

③戸籍、住基関係証明書交付申請書受付の際の本人確認情報記入欄において、保険証の記号や番号の不明瞭なものがあった。また、発行を必要とする者と申請者との関係記入欄に記載漏れがあったため、正確な記載と、必要事項の申請者への記入依頼を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈36〉 南輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、所管地区からの要望の取りまとめや、曽根コミュニティセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

①戸籍、住基関係証明書交付申請書受付時において、必要事項の記載漏れ、必要書類の不足が散見された。受付時の確認作業と申請者への記入依頼の徹底を図られたい。

②戸籍、住基関係証明書交付申請書郵送分受付時において、必要事項の記載不足等不備・不足があった際の取扱い方法を明確化し、各センター間において共有されたい。

③税務関係証明書交付申請書について、申請者による必要事項の記載不足、受付担当者による記載誤りが見受けられた。受付の際のチェック体制を強化し、申請者に必要項目の記入を促されたい。

④印鑑登録証明書交付申請書において、申請者による記載漏れや添付書類の記載漏れが散見された。証明書の発行業務においては受付の際のチェック体制を強化し、運用規定に従い厳密に実施されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

〈37〉 北輪内センター

○戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、印鑑登録など各種証明書の発行や、埋火葬許可書、母子手帳の交付、介護保険、市税の収納業務、し尿汲み取りの受付業務などの窓口業務をはじめ、所管地区からの要望の取りまとめや、三

木里コミュニティーセンターの管理業務を担っている。

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①印鑑証明の申請受付時において、無料とする交付可能要件の判断基準の明確化を図られたい。
- ②戸籍の全部事項証明書交付申請書において、記載漏れが見られた。受付時の確認作業と申請者への記入依頼の徹底を図られたい。
- ③税務関係証明書交付申請書について、申請者による必要事項の記載不足、受付担当者による記載誤りが散見された。受付の際のチェック体制を強化し、申請者に必要項目の記入を促されたい。
- ④印鑑登録証明書交付申請書において、担当者による記載漏れ、不適切な記載があった。証明書の発行業務においては運用規定に従い厳密に実施されたい。
- ⑤戸籍、住基関係証明書交付申請書受付の際の本人確認情報記入欄において、保険証の記号や免許書番号の不明瞭なものがあった。また、委任状等において、発行を必要とする者と申請者との関係記入欄に記載漏れが見られた。申請受付時においては正確な記載と、必要事項の申請者への記入依頼を徹底されたい。
- ⑥手数料集計表において記載漏れと集計誤りが見られたので、申請書との突合作業を徹底し、正確かつ適正な記載に努められたい。

●要望事項

特に述べることはない。

◆財政援助団体に係る監査

以下の財政援助団体の監査については、該当事業が補助金等の交付基準等に従って適正に実施され、十分に効果が発揮されているかを主眼として監査を実施した。また、担当課が財政援助団体から提出された資料、決算報告書及び実績報告書等に基づき、十分な検証作業を行っているかについても確認を行った。

各団体とも補助金等の交付目的に従い、概ね適正な事業が執行されているものと認められた。

〈38〉 協同組合 尾鷲観光物産協会 (所管課：商工観光課)

○本市の自然、歴史、文化、農林水産物、伝統技術・芸能、人材などの地域資源を活用し、観光業及び物産業、飲食業等の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的としている。

平成29年度は、観光・物産パンフレット作製、イベント事業、尾鷲セラピストの会事業などの共同宣伝事業のほか、市場開拓事業として着地型観光ツアー事業や教育体験事業、尾鷲まるごとヤーヤ便事業などを展開したほか、レンタルサイクル事業、サテライト事業等にも力を注いでいる。

補助金名	補助金額 (円)
尾鷲観光物産協会補助金	14,848,725

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

- ①出張命令書及び添付の請求書において不適切な訂正が見受けられた。訂正を行う際には二線抹消の後、それぞれ担当者、請求者の印にて訂正を行われたい。
- ②仕訳書において上席による決裁印漏れが散見された。補助受給団体として、事務の適正化に向けチェック体制の強化を図られたい。
- ③旅費の戻入については、当初の支出命令を修正するのではなく、改めて正しい金額のものを作成のうえ処理されたい。

●要望事項

【財政援助団体に対して】

協会から、あらためて他団体への補助事業を行う場合は、市からの補助金の適正化に資するよう、団体から提出される実績報告書や領収書等により精査され、事業効果の検証をおこなった後、担当課の検査を受けられたい。

【所管課に対して】

実績報告書にもとづく担当課による補助対象事業の実施状況検査については、引き続き毎年実施されたい。その際、各種帳簿と仕訳書を突合するなど、

厳格な確認作業を徹底されたい。

<39> 社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会（所管課：福祉保健課）

○社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉推進の中核を担う団体として昭和48年から活動を開始し、多様なサービスを展開してきた。平成29年度からは新たに生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上推進事業、地域ケア会議推進事業を市から受託し、地域包括ケアシステムの構築を通じ、公的なサービスの提供だけでなく地域の力を活用しながら高齢者を支えていくシステム作りに取り組んでいる。

補助金名	補助金額（円）
尾鷲市社会福祉協議会運営費補助金	55,680,000

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

【所管課に対して】

所管課による補助金審査の際には、勘定元帳と仕訳書の突合作業を実施されたい。特に人件費においては、提出された報告資料と、根拠となる対象者の賃金台帳や給与の振込依頼書の明細、法定福利費の対象者の計算結果等との突合作業を実施されたい。

また、補助金の適正化の確保に資するべく、今後も定期的に補助内容の検証作業を実施されたい。

<40> 社会福祉法人 尾鷲民生事業協会

(所管課：福祉保健課)

○地域の保育事業として7保育園の運営に加え、放課後児童健全育成事業の運営、地域子育て支援センター事業の経営を実施している。

補助金名	補助金額 (円)
認可保育所に対する特別助成金事業補助金	11,717,000
社会福祉法人尾鷲民生事業協会 看護師配置事業補助金	5,388,000
尾鷲第一保育園 障害児保育事業補助金	11,276,000
尾鷲第二保育園 障害児保育事業補助金	8,457,000
尾鷲第三保育園 障害児保育事業補助金	8,457,000
尾鷲第四保育園 障害児保育事業補助金	11,276,000
尾鷲第一保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
尾鷲乳児保育園 延長保育事業補助金	3,806,500
尾鷲第二保育園建設費借入に係る元利補給金	3,609,184
南輪内保育園建設費借入に係る元利補給金	1,821,702
認可保育所修繕事業補助金	2,210,000
合計	71,824,886

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

【所管課に対して】

①所管課による補助金審査の際には、提出された報告資料と、根拠となる個人別の支給明細と給与支給明細書との突合作業を実施されたい。また、補助金の適正化の確保に資するべく、今後も定期的に補助内容の検証作業を実施されたい。

②現場との協議など、保育所運営の実態把握につとめ、各補助金の交付要綱については、適宜、補助対象事業・経費など要件の見直しを検討されたい。

◆公の施設の指定管理者に係る監査

公の施設の指定管理者にかかる監査については、それぞれの協定書に定める基準が遵守されているか、指定管理業務に係る事務処理等が適切に実施され、施設が適正に管理されているか、市の経費削減に有効であるか等を着眼点とし、以下の施設管理者に対し事業概要の聞き取りを行うとともに、関係書類の提出を求め監査を実施した。

<41> 尾鷲市コミュニティバス

(所管課：政策調整課)

○過疎、少子高齢化が進行する中、市民の移動手段の確保を目的に、ふれあいバスとして尾鷲市コミュニティバスを指定管理により運行している。指定管理により運行している路線は尾鷲地区(尾鷲駅から紀伊松本間および市街地巡回)と須賀利線がある。

- ・指定管理者：三重交通株式会社
- ・指定期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日
- ・指定管理料：15,160,215円
(尾鷲地区8,494,095円、須賀利地区6,666,120円)

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
利用料金収入	1,815,666	人件費	8,072,966
指定管理料	8,494,095	車両修繕費	426,164
		燃料油脂費	850,196
		管理費用	1,164,760
		任意保険料	91,870
小計(尾鷲地区)	10,309,761	小計(尾鷲地区)	10,605,956
利用料金収入	379,536	人件費	5,212,615
指定管理料	6,666,120	車両修繕費	192,160
		燃料油脂費	443,491
		管理費用	808,969
		任意保険料	92,226
小計(須賀利地区)	7,045,656	小計(須賀利地区)	6,749,461
合計	17,355,417	合計	17,355,417

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【指定管理者に対して】

各バス停の時刻表看板への担当課の表記が旧課名(市長公室)のままであった。指定管理が実施すべき内容であると考えるので変更をお願いしたい。

【所管課に対して】

指定管理者からの収支報告書などの実績報告については、指定管理料の適正化、市民に対する透明性の確保に資するべく、確認作業を徹底されたい。

●要望事項

特に述べることはない。

＜42＞ 尾鷲市立養護老人ホーム 聖光園 (所管課：福祉保健課)

○施設利用者が快適な生活を送れるよう、健康管理や生活指導など日常生活上の支援や、数多くの行事など、多彩なサービスを提供している。

施設管理面においては、経費節減に取り組みつつ、軽微な修繕を積極的に行うなど、適切な管理運営に努めている。

- ・指定管理者：社会福祉法人 長茂会
- ・指定期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日
- ・指定管理料：77,924,789円 平成29年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
措置費収入(指定管理料)	77,924,789	人件費支出	51,524,152
他市町からの措置費収入	27,845,125	事業費支出	28,238,223
利用者等外給食費収入	582,750	事務費支出	18,169,609
雑収入	103,226	その他支出	615,019
受取利息配当収入	1,694	固定資産取得支出	324,000
		積立資産支出	397,360
		拠点区分間繰入金支出	22,500,000
合計	106,457,584	合計	121,768,366

※資金収支計算書より

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【所管課に対して】

- ①経年劣化によって備品シールの番号が消えているものが散見されたので、整備されたい。
- ②協定締結時における備品台帳と備品の照合作業を定期的実施されたい。

●要望事項

【所管課・指定管理者に対して】

一部であるが施設の老朽化が見受けられた。管理運営上において施設の機能保全については、今後も万全の注意を払っていただきたい。特に修繕について

は、市、管理者双方が定期的な確認作業を実施し、大規模修繕の防止となる予防的修繕を積極的に実施していただきたい。

<43> 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設アクアステーション

(所管課：商工観光課)

○指定管理による適切な施設の維持管理が実施されてきたなか、経費削減と海洋深層水のさらなる需要拡大に向け、平成31年度からは市による直営化を実施することとなっている。

- ・指定管理者：尾鷲商工会議所
- ・指定期間：平成28年4月1日から平成31年3月31日
- ・指定管理料：25,177,000円 平成29年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
指定管理料	25,177,000	利用促進事業費	203,253
雑収入	2,096	情報収集・発信事業	295,622
繰越金	197,291	交流事業費	60,933
		施設維持管理費	11,793,485
		事務費	1,676,906
		人件費	11,155,080
合計	25,376,387	合計	25,185,279

※(参考：深層水使用料収入 2,114,100円)

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

特に述べることはない。

●要望事項

【所管課に対して】

みえ尾鷲海洋深層水事業については、深層水の特徴、利用価値、効果等を職員一人一人が再認識し、PR活動や、需要開拓、販売促進、取引先との交渉に当たられたい。

また、毎年多額の費用がかかる割には収益の薄い本事業に対する危機意識を持ち、これまでの利用用途や売上金の推移を分析し、利用料金の見直しも含め、売上増加に努められたい。

＜44＞ 尾鷲市民文化会館(せぎやまホール) (所管課：生涯学習課)

○市民の文化・芸術、教育、福祉の増進、地域の産業振興に資する施設として、公益財団法人尾鷲文化振興会により、施設の管理運営、自主文化事業の企画及び実施が行われている。

- ・ 指定管理者：公益財団法人 尾鷲文化振興会
- ・ 指定期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日
- ・ 指定管理料：50,876,000円 平成29年度分

収入の部		支出の部	
科目	決算額(円)	科目	決算額(円)
管理受託収益 (指定管理料)	50,876,000	事業費	54,330,204
基本財産運用益	18,448	管理費	6,450,167
事業収益	10,419,875		
雑収益	2,550		
合計	61,316,873	合計	60,780,371

※正味財産増減計算書より

●指摘事項

特に述べることはない。

●注意事項

【指定管理者に対して】

利用料については、条例及び規則に基づき納付を受けていただきたい。また仮に返還の必要が生じた場合は規則第9条による還付処理を実施されたい。

【所管課に対して】

指定管理の実績報告に対しては、十分な検査を実施されたい。また、利用申請受付、許可書発行、施設・備品・冷暖房利用料徴収の際の運用状況については実態を把握し、管理者とも十分に協議の上、場合によっては条例、規則の改正を検討されたい。

●要望事項

【所管課及び指定管理者に対して】

- ①利用申請者が宗教関係者の場合は、本施設の利用目的が、いわゆる「政教分離の原則」に抵触していないかどうかを十分に把握し、施設の設置目的である、「市民の文化・芸術、教育、福祉、地域の産業振興の増進」に該当するかどうかを判断のうえで利用許可を発行するよう心掛けられたい。
- ②建築から相当の期間が経過し、施設の経年劣化が進んでいると思われるため、所管課との綿密な連携のもと、今後も、予防的修繕の積極的な実施と、施設機能維持のための修繕においては計画的に実施していただきたい。